



第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 概要・目的

障害の有無にかかわらず、誰もが住みやすいと感じることのできる社会の実現に向けた国際的な取り組みとして、「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」(昭和 56 年)や、それに続く「国連・障害者の十年」を契機に、障害者への支援のあり方は大きく変化してきています。

国内の動きとしては、平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)」を制定し、障害者虐待防止の具体的な枠組み等を定め、平成 24 年 6 月に制定した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)」では、障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設で就労する障害者の自立の促進を図るための必要な事項等を定めています。また、平成 25 年 4 月に「障害者自立支援法」を抜本的に見直し、障害者の範囲に難病患者を追加するなど障害者支援の拡充が図られたことにあわせて、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」へ変更しました。

さらに、障害者の人権及び基本的自由を保証し、障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める「障害者の権利に関する条約」について、平成 26 年 1 月に批准し、同年 2 月に同条約は我が国において効力が生じました。

近年の動きとしては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」が平成 28 年度より施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」の改正により障害者施策推進のための基本的な方針が示されました。また、平成 30 年 4 月に児童福祉法が改正され、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障害児支援のニーズにきめ細かく対応することを定めた「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本町では、平成 28 年 3 月に「第五次大泉町障害者基本計画(以下「前計画」という。)」を策定し、「支えあい ともに暮らそう 私のまち おおいずみ」を基本理念に、すべての障害者の自立と社会参加の実現を目指すとともに、障害の有無や、年齢・性別にかかわらず、すべての町民がともに住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう各種施策の推進に取り組んでいます。

一方、町内の障害者は増加傾向にあり、障害者や家族などの高齢化、障害の重度化・重複化

などに起因した新たな課題も生じてきています。

こうした背景を踏まえて、前計画の基本理念を引き継ぎ発展させるとともに、さらに国の動向にあわせて、本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第六次大泉町障害者基本計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

2 策定方針

本計画は、以下に示す 5 点の策定方針に基づき策定します。

- (1)障害者手帳所持者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)及び自立支援医療費(精神通院医療)受給者、難病見舞金受給者へのアンケート調査を基に、障害者の生活実態や福祉サービスのニーズ等を把握し計画に反映します。
- (2)無作為で抽出した障害者手帳の交付を受けていない 20 歳以上の人を対象としたアンケート調査を基に、共生社会への意識等の把握を行い、計画に反映します。
- (3)前計画の計画期間中に、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」、その他関連法令の改正があったことを踏まえ策定します。
- (4)パブリックコメントの実施や社会福祉・障害福祉等の関係者からなる本計画の策定委員会を設置するなど、町民等より広く意見を聴取し、計画に反映します。
- (5)第 6 期大泉町障害福祉計画及び第 2 期大泉町障害児福祉計画を前期実施計画と位置づけ、本計画と一体的に策定します。

3 計画の位置づけ

本町では、最上位計画である、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～(以下「総合計画」という。)」(平成 31 年 3 月策定)の将来都市像『住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～』の実現のため、まちづくりを総合的に推進しているなかで、保健福祉に関する基本目標を「誰もが支え合い、健康で心豊かに暮らせるまち」として実施計画に基づく各施策に取り組んでいます。

障害者基本計画は、総合計画の施策目標実現のための部門別計画である「第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」(平成 30 年 3 月策定)を踏まえ、本町の障害者福祉施策全般を総合的・計画的に定めるものです。

第2節 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度～令和8年度までの6か年とします。

ただし、国、県の動向や、社会情勢の変化に即し必要に応じて見直しを行います。

年度 項目	平成 30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
上位計画	大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～							
	実施計画 3年間(2019年度～2021年度)			実施計画 4年間(2022年度～2025年度)			
	第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画 5年間(2018年度～2022年度)							
障害者関係 計画	第五次大泉町障害者基本計画			第六次大泉町障害者基本計画					
	第5期大泉町障害福祉計画			第6期大泉町障害福祉計画		第7期大泉町障害福祉計画			
	第1期大泉町障害児福祉計画			第2期大泉町障害児福祉計画		第3期大泉町障害児福祉計画			
	障害者総合支援法								
関連計画	大泉町人権教育・啓発に関する基本計画								
	第7期大泉町高齢者 保健福祉計画			第8期大泉町高齢者 保健福祉計画			第9期大泉町高齢者 保健福祉計画		
	大泉町子ども・ 子育て支援事業計画		第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画					
	第二次元気タウン大泉健康21計画							

